

○建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料一覧（秋田県の場合）

※秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例（以下「手数料条例」と表現します。）から抜粋した手数料の額を掲載しています。

1. 一戸建ての住宅（手数料条例の別表5）

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 適合証を提出する場合 | 5,000円 |
| (2) 知事が認める方法を用いる場合 | 16,000円 |
| (3) (1)又は(2)以外の場合 | 29,000円 |

2. 共同住宅等（共同住宅、長屋又は一戸建て住宅以外の住宅）

手数料条例の別表3

共同住宅等の床面積※	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法を用いる場合	(3) (1)又は(2)以外の場合
300㎡未満の場合	8,000円	28,000円	56,000円
300㎡以上、2,000㎡未満の場合	17,000円	47,000円	93,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	36,000円	83,000円	157,000円
5,000㎡以上の場合	64,000円	125,000円	224,000円

※知事が認める方法を用いる場合は、共用部分の床面積を除きます。

3. 非住宅建築物

手数料条例の別表4

非住宅建築物の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法を用いる場合	(3) (1)又は(2)以外の場合
300㎡未満の場合	8,000円	71,000円	182,000円
300㎡以上、1,000㎡未満の場合	15,000円	97,000円	247,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満の場合	22,000円	117,000円	292,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	64,000円	188,000円	417,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満の場合	101,000円	245,000円	513,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満の場合	128,000円	295,000円	606,000円
25,000㎡以上の場合	159,000円	345,000円	691,000円

4. その他

- ・計画の変更認定手数料は、上記手数料の額の2分の1の額になります。
- ・複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の認定手数料の額は、住宅部分の床面積区分に応じて別表3で定める額と非住宅部分の床面積区分に応じて別表4で定める額を合算した額になります。
- ・複数の建築物の認定手数料の額は、建築物（棟）ごとに算出した手数料の額を合算した額になります。